

神戸常盤大学短期大学部 学則および関係諸規程

神戸常盤大学短期大学部学則

神戸常盤大学短期大学部履修規程

神戸常盤大学短期大学部学位規程

神戸常盤大学短期大学部再入学規程

神戸常盤大学短期大学部科目等履修生規程

神戸常盤大学短期大学部研究生・委託生規程

神戸常盤大学短期大学部外国人留学生規程

神戸常盤大学短期大学部学則

(昭和42年4月1日)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は教育基本法並びに学校教育法に基づき、高等学校の教育の基礎の上に、実地的な専門技術に重きを置く学問及び技術を教授・研究するとともに実際生活に必要な知識及び技能を授け、有為な社会人を育成することを目的とし、もって国家及び地域社会の進展に寄与することを使命とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

(情報の公開)

第2条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

2 前項の情報の公開に関する事項は、別に定める。

(目的達成と評価)

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の3 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

第2章 学科等、学生定員及び修業年限

(学科等及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
口腔保健学科	70名	210名

2 本学に看護学科通信制課程を置く。なお、看護学科通信制課程に関する規程は別に定める。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、口腔保健学科は3年とする。

(在学年限)

第5条 口腔保健学科の学生は、6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 学園創立記念日 5月8日

(4) 夏期休業日 8月1日から9月16日まで

(5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業日 3月11日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要のある場合、休業日を変更することができる。

4 学長は、必要のある場合、休業日に授業等を行わせることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の初めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

- 第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学の選考)

- 第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓書その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金等を納入しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学及び再入学)

- 第14条 本学に、転学又は退学及び除籍時の学科に再入学を志望する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

- 第15条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その事由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

- 第16条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、その事由を具して、学長の許可を得て休学することができる。
2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。
2 年度を超えて休学するときは、改めて学長に願い出てその許可を得なければならない。
3 休学の期間は、通算して口腔保健学科は3年を超えることができない。
4 休学の期間は、第5条の在学年限に算入しない。

(復学)

- 第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
2 復学を許可された者は、休学時の学年に復学することとする。

(除籍)

- 第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
(1) 第5条に定める在学年限を超えた者
(2) 第17条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
(4) 死亡した者、又は長期間にわたり行方不明の者

(転学)

第20条 学生が本学から他の短期大学に転学を希望するときは、学長の許可を受けなければならない。

第5章 教育課程

(教育課程)

第21条 本学の教育課程は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目)

第22条 学科の授業科目の区分、名称、配当年次、単位数及び授業形態は、別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもの以外に、学科が定める特別の授業科目を設け、区分、名称、配当年次、単位数及び授業形態は、別表2のとおりとする。

3 授業科目は、必修科目及び選択科目の2種に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 授業科目については、授業の目的、方法及び内容並びに1年間の授業計画を、あらかじめ講義要綱において明示するものとする。

(授業の方法)

第23条 本学における授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については22.5時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

また、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が教育上有益と認める時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

3 前二項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第25条 本学の1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め年間35週にわたることを原則とする。

(履修科目の登録)

第26条 学生は毎学年度の初めに、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第27条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限に関して必要な事項は、別に定める。

2 前項の単位数の上限は、学則第22条第1項の別表1のみとする。

3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第29条 試験は筆記試験、レポート試験、実技等によるものとし、原則として毎年2回各学期の終りに行うものとする。ただし、臨時に行うことがある。

2 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第30条 試験等の評価はS(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)をもって表わし、C(可)以上を合格とする。

2 学修の評価に関して必要な事項は、別に定める。

(GPA制度)

第30条の2 前条に基づきGPA制度を設ける。

2 GPA制度に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は別表第1に定めるところにより、次の各号に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

(1) 口腔保健学科については、3年以上在学し、口腔保健学科授業科目の必修科目94単位、選択科目7単位以上、合計101単位以上修得しなければならない。

2 転学及び再入学の学生は、定められた年数以上在学し、前項の単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第32条 本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第32条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 本学の各学科において取得することができる資格及び免許の種類は、次のとおりとする。

学 科	資格・免許
口腔保健学科	歯科衛生士国家試験受験資格

- 2 歯科衛生士法に定める歯科衛生士国家試験の受験資格を取得するには、第31条第1項第1号に定める単位を修得しなければならない。
- 3 第1項に定めるもの以外の資格取得については、別に定める。

(単位互換)

第33条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学と単位互換に関する協定のある他の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、口腔保健学科については46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が本学の認めた外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
- 3 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修のうち、次の各号に該当するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- (1) 大学の専攻科における学修
 - (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程における学修
 - (3) 高等専門学校の課程における学修
 - (4) 高等専門学校の専攻科における学修
 - (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修
 - (6) 文部科学大臣が別に定める学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うものにおける学修
 - (7) 文部科学大臣の認定もしくは委嘱を受けて大学等が行う講習等における学修
 - (8) TOEFL及びTOEIC、又は要件を備えた知識及び技能に関する審査であって、これらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて、口腔保健学科については46単位を超えないものとする。
 - 3 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条の2第1項、第34条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、口腔保健学科については46単位を超えないものとする。この場合において第34条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、口腔保健学科については53単位を超えないものとする。
- 4 単位の認定に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金、学費その他の費用**(入学検定料、入学金及び学費)**

- 第37条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表3のとおりとする。
- 2 入学検定料は受験前に、入学金は入学前に納入するものとする。

(学費の納入期)

- 第38条 学費は前期、後期の2学期に分けて、指定された期日までに納入しなければならない。ただし、入学時の前期の学費は入学前に納入する。
- 2 特別の事情がある時は、学費の分納又は延納を認めることがある。詳細については、別に定める。
- 3 教材費等教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学の場合の学費)

- 第39条 学期の途中において退学を願い出る者は、当該学期の学費は全額納入しなければならない。

(停学の場合の学費)

- 第40条 停学期間中の学費は、納入しなければならない。

(休学の場合の在籍料)

- 第41条 休学を許可された者は、在籍料として第37条第1項に定める学費のうち、教育充実費半期分の2分の1の金額を毎学期初めに納入する。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の学費は全額納入しなければならない。
- 2 休学を許可された者又は命ぜられた者で特別の事情のあるときは、教授会の議を経て在籍料を減額又は免除することがある。

(卒業が認定されなかった者の学費及び在籍料)

- 第42条 卒業を認定されなかった者は、次の各号に定める金額を納入する。
- (1) 卒業不足単位数が5単位未満の場合は、第37条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の4分の1の金額を毎学期初めに納入する。
- (2) 卒業不足単位数が5単位以上10単位未満の場合は、第37条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の2分の1の金額を毎学期初めに納入する。

(3) 卒業不足単位数が10単位以上の場合は、第37条第1項に定める学費のうち、授業料半期分の全額の金額を毎学期初めに納入する。

2 前項の者が休学を願い出て許可された場合は、在籍料として第37条第1項に定める学費のうち、教育充実費半期分の4分の1の金額を毎学期初めに納入する。

3 特別の事情があるときは、教授会の議を経て前二項を減額又は免除することがある。

(納入した学費等)

第43条 既に納入した入学検定料、入学金、学費及び在籍料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、入学者選抜試験において学費等の返還を伴う場合は適用しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第44条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、学科長、事務局長及びその他必要な教職員を置く。

3 本学に、副学長又は学長補佐を置くことができる。

4 学長は、校務をつかさどる。

5 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第9章 教授会

(教授会)

第45条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第46条 教授会は学長及び専任教授で構成する。ただし、必要のある時は准教授、講師及び助教に出席を要請することがある。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、その他の教職員を加えることができる。

(教授会の任務)

第47条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第10章 削除

第49条～第60条 削除

第11章 科目等履修生、特別の課程、外国人留学生、研修生及び委託生

(科目等履修生)

第61条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第28条、第29条及び第30条の規定を準用して、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別の課程)

第61条の2 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。また、これを修了した者に対して修了を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第62条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学教員の指導を受けて特定の専門分野を研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第64条 他の大学又は公共機関等から、本学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生として許可することができる。

2 委託生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第65条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第66条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 厚生施設

第67条 削除

(保健室)

第68条 本学に保健室として健康管理室を設ける。

2 健康管理室に関して必要な事項は、別に定める。

(カウンセリング室)

第69条 本学にカウンセリング室を設ける。

2 カウンセリング室に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 その他の施設等

(図書館)

第70条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(国際交流センター)

第71条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関して必要な事項は、別に定める。

(ライフサイエンス研究センター)

第72条 本学にライフサイエンス研究センターを置く。

2 ライフサイエンス研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(口腔保健研究センター)

第73条 本学に口腔保健研究センターを置く。

2 口腔保健研究センターに関して必要な事項は、別に定める。

(健康保健センター)

第74条 本学に健康保健センターを置く。

2 健康保健センターに関して必要な事項は、別に定める。

(KTU研究開発推進センター)

第75条 本学にKTU研究開発推進センターを置く。

2 KTU研究開発推進センターに関して必要な事項は、別に定める。

(子育て総合支援施設)

第76条 本学に子育て総合支援施設を置く。

2 子育て総合支援施設に関して必要な事項は、別に定める。

(教職支援センター)

第77条 本学に教職支援センターを置く。

2 教職支援センターに関して必要な事項は、別に定める。

(神戸常盤地域交流センター)

第78条 本学に神戸常盤地域交流センターを置く。

2 神戸常盤地域交流センター内に神戸常盤ボランティアセンターを置く。

3 神戸常盤地域交流センターに関して必要な事項は、別に定める。

4 神戸常盤ボランティアセンターに関して必要な事項は、別に定める。

- (附則) 1. この学則は平成20年4月1日から施行する。
 ただし、平成20年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
2. 衛生技術科、看護学科及び健康文化学科については、在籍者がいなくなることが確定した時に廃止する。
3. 幼児教育学科の第3条の収容定員は、平成20年度は170名とする。
4. 口腔保健学科の第3条の収容定員は、平成20年度は70名、平成21年度は140名とする。
- (附則) 1. この学則は平成22年4月1日から施行する。
 ただし、平成22年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成23年4月1日から施行する。
 ただし、平成23年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成24年4月1日から施行する。
 ただし、平成24年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
2. 幼児教育学科については、在籍者がいなくなることが確定した時に廃止する。
- (附則) 1. この学則は平成25年4月1日から施行する。
 ただし、平成25年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成26年4月1日から施行する。
 ただし、平成26年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成27年4月1日から施行する。
 ただし、平成27年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成28年4月1日から施行する。
 ただし、平成28年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成29年4月1日から施行する。
 ただし、平成29年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成30年4月1日から施行する。
 ただし、平成30年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
- (附則) 1. この学則は平成31年4月1日から施行する。
 ただし、平成31年3月31日現在在籍する学生については、なお、従前の学則を適用する。
2. 本学則の第67条の学生寮は、平成31年3月31日をもって廃止する。

別表1 (第22条関係 口腔保健学科授業科目)

区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実習等	
教養分野	リテラシー	プレゼンテーション技法	3年前期	1			○	
		キャリア基礎	1年前期	1			○	
		医療英語	1年後期	1			○	
		コンピュータ演習Ⅰ	1年後期		1		○	
		コンピュータ演習Ⅱ	2年前期	1			○	
	ヘルスサイエンス	健康スポーツ科学	1年前期	1			○	
		生命倫理	2年前期	2		○		
		人間関係論	1年前期		2	○		
		生涯発達論	3年後期		2	○		
		健康科学総論	1年後期		2	○		
	ソシオリテラシー	遺伝子と再生医療	3年後期		1	○		
		国際関係論	1年前期	2		○		
		くらしと法律	2年前期		2	○		
		地球と環境	2年前期		2	○		
		福祉社会の理解	1年後期		2	○		
	日本文化の理解	1年前期		1	○			
専門基礎分野	臨床歯科医学の基礎	人体の構造	1年前期	2		○		
		人体の機能	1年前期	2		○		
		口腔の構造	1年前期	3		○		
		口腔の機能	1年前期	2		○		
		生化学・栄養学	1年後期	2		○		
		薬理学	1年後期	2		○		
		病原微生物学・免疫学	1年前期	2		○		
	歯科衛生の基礎	病理学	1年前期	2		○		
		口腔衛生学	1年前期	2		○		
		公衆衛生学	1年後期	2		○		
		歯科医療と法律・制度	3年後期	1		○		
		口腔健康統計学	2年前期	1			○	
		社会福祉総論	2年前期	1		○		
歯科衛生と社会システム	災害援助と救急医療	3年前期	1		○			
	医療情報システム学	3年後期		1	○			
	歯科医療と経済	3年後期		1	○			
							③ 1単位以上選択必修	

①
3単位以上選択必修

②
2単位以上選択必修

区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実習等	
専門分野	チーム医療の理解	歯科診療補助論	1年前期	1		○		
		臨床歯科Ⅰ(歯科保存)	1年後期	2		○		
		臨床歯科Ⅱ(歯科補綴)	1年後期	1		○		
		臨床歯科Ⅲ(口腔外科・歯科放射線)	2年前期	2		○		
		臨床歯科Ⅳ(小児歯科)	2年前期	1		○		
		臨床歯科Ⅴ(矯正歯科)	2年前期	1		○		
		臨床歯科Ⅵ(高齢者・障害者)	2年後期	1		○		
	チーム医療の実践	医療安全	1年前期	1		○		
		臨床検査学	2年前期	1		○		
		器材学	1年後期	1		○		
		歯科診療補助演習Ⅰ	1年後期	2			○	
		歯科診療補助演習Ⅱ	2年前期	2			○	
		歯科診療補助演習Ⅲ	2年後期	1			○	
		オーラルリハビリテーション	2年後期	1		○		
	オーラルリハビリテーション演習	2年後期	1			○		
	歯科衛生過程の理解	歯科衛生学概論	1年前期	1		○		
		歯科衛生過程Ⅰ	1年後期	1		○		
		歯科衛生過程Ⅱ	2年前期	1		○		
		歯科予防処置論A(う蝕)	1年前期	1		○		
		歯科予防処置論B(歯周病)	1年前期	1		○		
		歯科保健指導論Ⅰ	1年前期	1		○		
		歯科保健指導論Ⅱ	1年前期	1		○		
		コミュニケーション・医療面接	2年前期	1		○		
	栄養指導法	2年前期	1		○			
	歯科衛生過程の実践	歯科予防処置演習AⅠ(う蝕)	1年後期	1			○	
		歯科予防処置演習AⅡ(う蝕)	2年前期	1			○	
		歯科予防処置演習BⅠ(歯周病)	1年後期	2			○	
		歯科予防処置演習BⅡ(歯周病)	2年前期	2			○	
		歯科保健指導演習Ⅰ	1年後期	1			○	
		歯科保健指導演習Ⅱ	2年前期	1			○	
		歯科保健指導演習Ⅲ	2年後期	1			○	
		歯科保健指導演習Ⅳ	3年前期	1			○	
	臨地実習	歯科衛生過程演習	3年後期	1			○	
		地域口腔保健支援実習Ⅰ	3年前期	3				○
		地域口腔保健支援実習Ⅱ	3年通年	2				○
		総合歯科実習	2年後期	3				○
		診療補助実習Ⅰ	2年後期	3				○
		診療補助実習Ⅱ	3年前期	3				○
		口腔保健衛生学実習Ⅰ	2年後期	3				○
	口腔保健衛生学実習Ⅱ	3年前期	3				○	
	システムの実践 健康を守る社会	災害時の歯科衛生士の働き	3年後期	1			○	
		ボランティアの理論と実践	3年前期		1		○	
コミュニケーション イングリッシュ		3年前期		1		○		
海外研修		3年前期		1		○		
合計				94	20			

④ 1単位以上選択必修

別表 2 (第22条関係 各学科が定める特別の授業科目)

区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数		授業形態			備 考
			必修	選択	講義	演習	実習等	
特別の授業科目 口腔保健学科	学 び の 基 礎	1年前期		1	○			
	ま な ぶ る ▶ と き わ び と I	1年前期		1		○		
	ま な ぶ る ▶ と き わ び と II	1年後期		1		○		
	地 域 と の 協 働 A	1~3年通年		1		○		
	地 域 と の 協 働 B	2~3年前期		1		○		
	口 腔 保 健 特 論 I	3年後期		1	○			
	口 腔 保 健 特 論 II	3年後期		2	○			
合 計				8				

別表 3 抜粋 (第37条関係 学費)

(単位:円)

学 科	授業料		教育充実費		実験実習費		合計 (年額)
	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
口腔保健学科	350,000	350,000	150,000	150,000	50,000	50,000	1,100,000

神戸常盤大学短期大学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第26条第2項、第29条第2項及び第30条第2項の規定に基づき、履修科目の登録、試験及び学修の評価等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則第22条第1項及び第2項に規定するものとする。

(講義要綱)

第2条の2 授業の概要・目的・ねらい、学習の到達目標、授業の内容・計画、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、履修上の注意及び教科書・参考書等並びに1年間の授業計画を、あらかじめ講義要綱において明示するものとする。

2 学修の評価にあたっては、前項の成績評価の方法・基準に明示するものとする。

(授業時間)

第3条 本学の授業時間は、原則として月曜日から土曜日の6日間にわたり、1日5時制限とし次のとおりとする。

- (1) 1時限 9:00～10:30
- (2) 2時限 10:40～12:10
- (3) 3時限 13:00～14:30
- (4) 4時限 14:40～16:10
- (5) 5時限 16:20～17:50

2 授業時間の算定にあたっては、1時限90分を2時間とみなす。

3 必要のある場合は、6時限を設定して授業を行うことができる。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目の単位の計算方法は、学則第24条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が講義15時間、演習30時間、実験、実習及び実技45時間以外の授業科目については、口腔保健学科は別表1のとおりとする。

2 学則第24条第2項に規定する併用による授業科目は、別表2のとおりとする。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、毎学年度の初めに、学則第26条の定めるところに従い、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録変更後は、原則として再び授業科目の変更又は取消しはできない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再び履修することはできない。

4 科目によっては、受講希望者が多数になった場合は、受講者数を制限することがある。

5 科目によっては、受講希望者が極端に少ない場合は、開講しないことがある。

(履修科目の登録の上限)

第6条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を、1年間49単位とする。

2 前項の単位数の上限は、学則第22条第1項別表1の必修科目と選択科目の合計単位数とする。

3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、第1項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(履修要件)

第7条 学生は、学則第22条第1項別表1の定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

2 口腔保健学科については、別表1に規定する選択科目20単位のうち、次に掲げる授業科目の中から7単位以上修得しなければならない。

(1) 人間関係論、生涯発達論、健康科学総論及び遺伝子と再生医療から3単位以上

(2) くらしと法律、地球と環境、福祉社会の理解及び日本文化の理解から2単位以上

(3) 医療情報システム学及び歯科医療と経済から1単位以上

(4) ボランティアの理論と実践及びコミュニケーションングリッシュから1単位以上

3 口腔保健学科の学外の臨地実習科目については、各学年次に本学の定める病院等において所定の期間実施する。

(授業)

第8条 学生は、前条で履修登録を行った科目に出席しなければならない。

2 病気で一週間以上連続して休む場合やその他やむを得ない理由により休む場合は、欠席届を提出しなければならない。なお、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

3 30分以上過ぎても授業が開始されない場合は、休講とみなす。

(学校において予防すべき感染症による出席停止)

第9条 学校保健安全法施行規則第19条に定める感染症に感染した者は、原則として出席を停止する。

2 上記以外の感染症で罹患した者は、出席を停止する場合がある。

(交通スト又は気象警報発令時の授業)

第10条 授業期間中に、本学が決めた交通機関に交通ストが起こった場合、又は本学が決めた地域に気象警報の発令がされた場合は、原則として授業を行わない。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(公認欠席)

第11条 次に掲げる理由のいずれかにより、授業を欠席した者が願い出た場合は、公認欠席として取り扱い、当該欠席時間数を出席及び欠席のいずれの時間数にも算入しない。

(1) 学校において予防すべき感染症(診断書が必要)

(2) 本学が認めた地域以外の交通ストや気象警報等により、登学が困難な者及び交通機関の遅延による欠席(遅延証明書等が必要)

(3) その他学長が特に認めた場合

(受験資格)

第12条 次の事項に該当する者は、受験資格を失う。

- (1) 各授業科目について、原則として出席回数が授業実施回数の2/3未満の者
- (2) 学費未納の者
- (3) 履修登録をしていない者
- (4) 教授会において、受験資格なしと決定された者

(単位の授与)

第13条 授業科目の単位の授与は、学則第28条及び第29条により、筆記試験その他の方法により行う。

(試験)

第14条 前条に規定する単位授与のための試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は原則として授業科目が終了する学期末に、一定の期間を定めて実施する。ただし、期間外に臨時に行うことがある。
- 3 追試験は、公認欠席、忌引、疾病及び負傷、その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者について、本人の願い出により認めることがある。
- 4 再試験は、定期試験に不合格となった者について、本人の願い出により認めることがある。
- 5 試験に関して必要な事項は、別に定める。
- 6 成績に関して質問のある学生は、別に定める方法で照会をすることができる。

(学修の評価)

第15条 試験等の成績評価は、学則第30条によりS(100点から90点)、A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(59点以下)の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 受験資格なしについては、Zで表し不合格とする。
- 3 学則第33条の2、第34条、第35条及び第36条により、本学において修得したものとみなした授業科目又は単位を与えた授業科目については、Rで表す。
- 4 追試験の成績は、原則として最高点を80点とする。ただし、公認欠席による追試験の成績は、最高点を100点とする。また、追試験の手続きをしなかった授業科目については、Eで表す。
- 5 再試験の成績は、最高点を60点とする。

(試験に関する不正行為)

第16条 試験に関し、不正行為のあった者には直ちに退室を命じ、その者の当学期の定期試験、追試験及び再試験のうち、筆記試験及びレポート試験の全授業科目の受験資格を無効とし、学則第66条により懲戒する。また、その事実を公示する。

- (附則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- (附則) 1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係:口腔保健学科)

授業形態	1単位の授業時間数	授 業 科 目	
講 義	30	臨床歯科Ⅰ(歯科保存) 臨床歯科Ⅲ(口腔外科・歯科放射線) 臨床歯科Ⅴ(矯正歯科) 歯科衛生過程Ⅱ 口腔保健特論Ⅱ	臨床歯科Ⅱ(歯科補綴) 臨床歯科Ⅳ(小児歯科) 臨床歯科Ⅵ(高齢者・障害者) 歯科保健指導論Ⅱ

別表2 (第4条関係)

授 業 科 目 (学科)	授業形態	単位数	1単位の授業時間数

神戸常盤大学短期大学部学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び神戸常盤大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第32の2の規定に基づき、神戸常盤大学短期大学部（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する各学科の専攻分野の名称は次のとおりとする。

- (1) 口腔保健学科 口腔保健

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第32条の2の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「神戸常盤大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(附 則) 1. この規程は、平成18年2月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

神戸常盤大学短期大学部再入学規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第14条の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 再入学できる学科は、在学時に所属していた学科とする。

第3条 再入学を出願することができる者は、本学を退学した者又は学則第19条第2号及び第3号により除籍された者で、退学又は除籍になった日から起算して、経過年数が3年以内の者とする。

2 再入学を許可された者が退学並びに除籍となった場合は、以後、再入学を願い出ることはいできない。

(再入学時期)

第4条 再入学の時期は、原則として学年の初めとする。

(出願手続)

第5条 再入学を志願する者は、所定の再入学志願書に所定の事項を記入し、再入学選考料を添えて大学に願い出るものとする。

2 前項の再入学選考料は、30,000円とする。

3 出願の時期は、再入学しようとする前年度の1月末までとする。

(選 考)

第6条 選考は、学科において書類審査のほか面接を実施し、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

(再入学年次並びに在学年限)

第7条 再入学を認められた者は、既修得単位数を勘案し、教授会の議を経て学長が相当年次を決定する。

2 在学年限は、再入学前の在学年数を含めて、学則第5条に定める年数とする。

(再入学手続)

第8条 再入学を認められた者は所定の期日までに学費を納入し、手続きを完了しなければならない。ただし、入学金については免除する。

(学 則)

第9条 学則は、再入学した当該年次の入学年度のものを適用する。

(教育課程および既修得単位の認定)

第10条 教育課程は、再入学した当該年次の入学年度のものを適用し、既修得単位の認定を行う。

(学 費)

第11条 学費は、再入学した当該年次の入学年度の者の学費と同じとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

(附 則) 1. この規程は、平成19年1月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

神戸常盤大学短期大学部科目等履修生規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部学則第61条第3項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生の出願資格は、高等学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生を出願する者は、次の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本学所定用紙）
- (2) 最終出身校の卒業証明書（ただし、本学卒業生は不要）
- (3) 医師の作成した1年以内の健康診断書（身長、体重、視力、聴力、胸部レントゲン、尿検査、内科検診、その他疾病及び異常等、様式は自由）
- (4) 3ヶ月以内に撮影した写真1枚（願書に貼付）
- (5) 住民票記載事項証明書、外国人の場合は外国人登録原票記載事項証明書（ただし、本学卒業生は不要）
- (6) その他本学が指定した書類等

2 前項の入学検定料は、5,000円とする。（ただし、本学卒業生は免除）

(履修科目)

第4条 科目等履修生が履修することの出来る授業科目は、本学開講科目とし、本学学生の教育に支障を生じるおそれのない場合に限る。

(選 考)

第5条 科目等履修生の選考は、書類審査のほか必要に応じて面接その他の方法によって行い、教授会の議を経て学長が許可する。

(履修許可)

第6条 履修許可の時期は、各学期の初めとする。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、履修を許可された授業科目の授業期間とする。

2 前項の履修期間終了後引き続き科目等履修生を出願する場合は、改めて第3条に定める手続きにより願出しなければならない。この場合は第3条第2項の入学検定料を免除する。

(科目等履修料)

第8条 科目等履修生を許可された者は、科目等履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の科目等履修料は、1単位につき10,000円とする。（ただし、本学卒業生は5,000円）

(特別の経費)

第9条 履修に特別の経費を要する場合は、これを科目等履修生から徴収することがある。

2 前項の経費については、その都度定める。

(既納の科目等履修料等)

第10条 既に納入した入学検定料、科目等履修料及び特別の経費は、これを返還しない。

(単位の修得)

第11条 科目等履修生には、本学学則第28条、第29条及び第30条の規定を準用して、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、単位を修得した者には、希望によりその授業科目についての科目等履修単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第12条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生には、通学証明書、旅客運賃割引証は交付しない。

(履修の取消し)

第13条 科目等履修生としてふさわしくない行為があると認められた場合、学長は教授会の議を経て履修の許可を取り消すことができる。

(学則等の準用)

第14条 科目等履修生に対しては、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の規程を準用する。

(改正)

第15条 この規程の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

(附 則) 1. この規程は、平成5年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成5年10月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

神戸常盤大学短期大学部研究生・委託生規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第63条第2項及び第64条第2項の規定に基づき、研究生・委託生について必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 研究生・委託生を出願することが出来る者は、短期大学を卒業した者、又は本学においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(研究・委託願)

第3条 研究生・委託生を出願する者は、研究・委託願に入学検定料5,000円を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(選 考)

第4条 研究生・委託生の選考は、書類審査のほか必要に応じて面接その他の方法によって行い、教授会の議を経て学長が許可する。

(許可の時期)

第5条 研究生・委託生の許可の時期は、学期の初めとする。ただし、教授会において特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、研究期間延長願を提出し、その期間を更新することが出来る。

2 委託生についても、前項を準用する。

(授 業 料)

第7条 研究生・委託生は、授業料を納入しなければならない。

2 授業料は、月額50,000円とし、在学予定期間に応じ、当該期間における当初の月に納入するものとする。

(特別の経費)

第8条 研究生・委託生の実験・実習等に要する経費は、必要に応じ徴収することがある。

2 前項の経費については、その都度定める。

(既納の授業料等)

第9条 既に納入した検定料、授業料及び特別の経費は、これを返還しない。

(指導教員の指定)

第10条 学長は、研究生・委託生の研究事項等を考慮し、指導教員を指定する。

(学則等の準用)

第11条 研究生・委託生に対しては、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の本学学生に関する規程を準用する。

(改 正)

第12条 この規程の改正は、教授会の議を経て行うものとする。

- (附 則) 1. この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- (附 則) 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- (附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

神戸常盤大学短期大学部外国人留学生規程

(目 的)

第1条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第62条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程にいう留学生とは、日本の大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を許可された外国人をいう。

(入学資格)

第3条 留学生として本学に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当し、本学の選考に合格した者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。もしくはこれと同等以上の資格を有すると認められる者で文部科学大臣の指定した者。
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号第2条2号別表第1）における在留資格で、「留学」の在留資格を有する者もしくは「留学」の在留資格を取得できる見込みの者。
- (3) 入学後の学修に支障のない日本語能力を有する者。
- (4) 確実な身元保証人及び経費支弁者を有する者。

(入学の出願)

第4条 留学生として入学を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 入学志願票（本学所定用紙）
- (2) 志願理由書（本学所定用紙）
- (3) 学歴及び職歴を記載した履歴書（本学所定用紙）
- (4) 最終出身学校の学業成績証明書
- (5) 最終出身学校の卒業又は修了証明書
(見込みによる証明書の場合は、入学前に卒業又は修了証明書を提出すること。)
- (6) 身元保証人及び経費支弁者の確認書（本学所定用紙）
- (7) 住民票（国籍・地域、在留資格等が記載されたもの）又はパスポートの写し
- (8) 独立行政法人日本学生支援機構が実施した「日本留学試験」の受験時の受験番号等を記載した書類
- (9) その他必要とする書類

(入学の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考については、別に定める。

(入学手続・許可及び学費等)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び学費を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 留学生の学費等については、別に定める。

(入学の時期)

第7条 留学生の入学の時期は、学年の初めとする。

(学則の準用)

第8条 留学生については、この規程に定めるもののほか、学則その他本学学生に関する規程を準用する。

(附 則) 1. この規程は、平成14年9月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則) 1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

MEMO